

岐阜県立学校体育施設開放要綱

(令和6年4月15日教育長)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県立高等学校管理規則（昭和39年岐阜県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理規則」という。）第32条、第34条の2及び岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和39年岐阜県教育委員会規則第4号。以下「特別支援学校管理規則」という。）第28条に基づき、岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の管理する岐阜県立学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲で、一般のスポーツ利用に供することに伴う学校の体育施設の開放及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 岐阜県立学校体育施設開放要綱（以下「要綱」という。）における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本県が設置する高等学校及び特別支援学校をいう。
- (2) 体育施設 学校が管理する屋外運動場、屋内運動場（学校の統廃合に伴い、閉校となった学校の跡地に所在するものを除く。以下同じ。）及びその附属施設をいう。
- (3) 附属施設 備え付けの照明施設、駐車場、更衣室、便所及び洗面所をいう。
- (4) 学校開放 学校教育に支障のない範囲で、体育施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において県民の利用に供することをいう。
- (5) 開放施設 学校開放を実施する体育施設をいう。
- (6) 利用団体 県教育委員会が開放施設の利用を承認し、その旨を登録した団体をいう。

(開放施設の管理)

第3条 学校開放に必要な開放施設の管理事務は、高等学校管理規則第30条及び特別支援学校管理規則第26条に定めるところによる。

(開放施設の場所等)

第4条 開放施設は、県教育委員会が学校長と協議し定める。

2 貸与物品は、開放施設を管理する県立学校の学校長（以下「開放施設学校長」という。）が必要と認める物品とし、消耗品は貸与しない。

(学校開放の時間区分)

第5条 学校開放の時間区分は別表のとおりとする。

(登録の申請)

第6条 開放施設を利用しようとする者は、利用しようとする月の1カ月前までに県教育委員会に対して利用団体登録の申請を行い、利用団体として登録を受けなければならない。

(審査及び登録)

第7条 県教育委員会は、申請を行った者について審査を行い、申請内容を審査の上、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、開放施設の利用を承認し、登録するものとする。

- (1) スポーツ活動を目的としていること。
 - (2) 構成員のうち、10人以上が県内に在住、在勤又は在学する者であること。
 - (3) 成人の代表者がいること。
 - (4) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（平成22年3月29日付け法第237号総務部長通知）第3条各号に掲げる者が代表者又は構成員（開放施設を利用する予定の役員、監督、コーチ、選手、マネージャー、指導に携わる保護者等）でないこと。
 - (5) その他県教育委員会が不適当と認めるものでないこと。
- 2 県教育委員会は、申請を行った者に対し、審査の結果を通知するものとする。
- 3 県教育委員会は、利用団体を登録したときは、利用団体の一覧を作成し、開放施設学校長に通知するものとする。

(利用団体登録の取消し)

第8条 県教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当したときは、前条の登録を取り消すことができる。

- (1) 要綱第7条第1項各号のいずれかに違反したとき。
 - (2) 要綱第12条各号のいずれかに違反したとき。
 - (3) 要綱第18条第2項に定める管理費を納付しないとき。
 - (4) 開放施設の利用が、暴力団の活動の用に供されると認めるとき。
 - (5) 申請内容を偽り、その他不正な手段により登録承認を受けることが明らかになつたとき。
 - (6) その他特に学校教育及び学校管理に支障があると認めるとき。
- 2 県教育委員会は、登録を取り消した利用団体について、開放施設学校長に通知するものとする。

(開放施設利用可能日の公表等)

第9条 開放施設学校長は、毎月20日までに翌月の開放施設が利用できる日及び時間区分について、開放施設を管理する学校のホームページに掲載するものとする。

(開放施設の利用申込)

第10条 利用団体は、開放施設を利用しようとする日の7日前までに開放施設学校長に対し、開放施設の利用申込をしなければならない。

(開放施設の利用許可)

第11条 開放施設学校長は、利用団体に対して開放施設を利用させることができる場合には、利用を許可しその旨を通知するものとする。

(利用団体の遵守事項)

第12条 利用団体は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 常に善良なる管理者の注意をもって利用すること。
- (2) 利用する権利を他の者に譲渡しないこと。
- (3) 現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可の目的以外に利用しないこと。
- (5) その他開放施設校長が指示した事項に従うこと。

(月間利用予定表の提出)

第13条 県教育委員会は、開放施設校長に対し、必要に応じて月間利用予定表の提出を求めることができる。

(利用の取消し等)

第14条 県教育委員会又は開放施設校長は、利用団体が次の各号に該当するときは、利用許可の取消し若しくは変更、又は利用の中止を命じることができる。

- (1) 要綱第8条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) 要綱第19条の別に定める事項に示された利用上の注意に係る規定に違反したとき。

2 前項の規定の適用によって利用団体に損害が生ずるような場合があつても、県は、その責めを負わない。

(利用団体の責任)

第15条 開放施設の利用上において生じた事故等については、利用団体が一切の責任を負うものとする。

2 利用団体は、開放施設の利用に起因して開放施設及び貸与物品に損害が生じたときは、速やかに賠償しなければならない。

(利用の報告)

第16条 利用団体は、開放施設利用後7日以内に、利用が終了した旨を開放施設校長に報告しなければならない。

(利用実績の報告)

第17条 開放施設校長は開放施設に係る利用実績を、毎月10日までに県教育委員会に報告するものとする。

(経費)

第18条 開放施設の利用に要する経費のうち、使用料は無償とする。

2 開放施設の利用に要する経費のうち、管理費（照明や冷暖房の利用に伴い生ずる電気代等に要する実費）は利用団体が負担するものとする。

(実施の細則)

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。